

令和8年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）							
招集場所		鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告		開 会 開 議			議 長		
		令和8年6月8日 午後1時00分			的野信之		
		閉 会 開 議			議 長		
		令和8年6月8日 午後2時53分			的野信之		
出席及び 欠席議員		議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
		1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
		2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
		3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
		4	宇田川亮	出			
		5	野口美恵子	出			
		6	新谷留晴	出			
		7	的野信之	出			
		8	石井大輔	出			
		9	許斐潤一郎	出			
10	有働徳仁	出					
出席	13人						
欠席	0人						
欠員	0人						
会議録署名議員		8	石井大輔	9	許斐潤一郎		

職務出席	議会事務局長	長浦良	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	まちづくり課長	小長光弘平	出
	管財課長	小野泰三	出	税務保険課長	芝野英和	出
	住民環境課長	石田克	出	福祉人権課長	田鶴原竜二	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	大村俊夫	出
	都市整備課長	神谷徹	出	会計課長	坂田あゆみ	出
上下水道課長	西生卓矢	出	教育課長	森永健一	出	
一般質問 質問者 及び時間	議席番号	氏名	経過時間			質問時間
	4	宇田川亮	午後1時01分～午後1時23分			10/30分
	8	石井大輔	午後1時24分～午後1時42分			11/30分
	12	西藤典子	午後1時43分～午後2時14分			23/30分
	休憩		午後2時15分～午後2時23分			
	2	田中二三輝	午後2時24分～午後2時52分			19/30分
※一般質問は答弁時間を除き30分以内						
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

令和8年 第5回 鞍手町議会定例会議事日程

6月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和 8 年 6 月 8 日 6 月定例会一般質問。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 13時00分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信している通りです。日程第1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問にあたっては、通告事項に従い簡明に、また、答弁にあたっては的確なる答弁をお願いします。

最初に、4番議員宇田川亮議員の質問を許可します。宇田川議員。

### 一般質問 ① 宇田川 亮 議員

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、副町長、まちづくり課長

### ○4番（宇田川 亮議員）

通告に従いまして、2点について質問をいたします。

1点目は、大雨災害に備えて、町の対応などについて、お尋ねをいたします。

先日、福岡県も梅雨入りしましたが、鞍手町における浸水被害は梅雨時期だけに限りません。台風やゲリラ豪雨でもある程度同じ場所で浸水が起っています。

町としてこういった時、こういった対応を取られているのか、各地域の自主防災組織との連携も含めて、まずお答えください。

○的野信之議長 町長。

### ○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

### ○小長光弘平まちづくり課長

まず、始めに、町の対応に関してご説明させていただきます。

大雨災害時の対応につきましては、気象台から発表される防災気象情報に基づき、災害に対応する職員の配備体制を段階的に引き上げていくこととしております。

具体的には、災害の発生が予想され、警戒を必要とする段階になれば、注意配備から第一配備へ配備体制を引き上げ、町内の警戒にあたります。この段階では、過去に冠水した箇所を中心に、町内を巡回するとともに、冠水を確認した場合には、速やかに通行止め等の交通規制を行うなど、必要に応じた初動活動を行うこととしております。

また、自主防災組織との連携につきましては、高齢者等避難情報を発令する段階で、町内すべての自主防災組織の代表者である区長の皆様に避難情報を発令する旨を電話で連絡し、特に避難に時間を要する方などへの避難の呼びかけについてご協力をいただいているところです。

さらに、災害発生後の被災状況の確認、それと町への報告につきましても、区長の皆様にご協力いただいております、迅速な被害状況の把握に努めているところでございます。

加えまして、個別の区の取り組みでございますが、中山北区自主防災組織におきましては、道路冠水の際に家屋や車両等の浸水被害を未然に防ぐため、現地確認や冠水被害の交通規制を行っていただくなど、行政のみでは対応が難しい初動活動にもご協力をいただいているところでございます。

いずれにしましても、自主防災組織との連携は大雨災害時における迅速な初動対応や被害の軽減を図る上で大変重要であると認識しております。

今後も地域と行政が一体となった防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

対応は聞きましたけれども、時間帯とか曜日によってもだいぶ変わってくると思うのですよね。というのは平日の通常の時間帯、それから夜間、休みの日、連休等々いろいろあると思うのですけれども、昨年が確か連休の時に冠水したと、北区と南区の間、なかなかその初動体制というのが、連絡を役所の方に入れても、それから1時間近く経ってじゃないと対応ができなかったといったようなこともあったわけですが、その点について認識はされているのでしょうか。

今後そういったものが認識されてあるとすれば、今後どういうふうにされていくのかというのを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今回、水防計画におきまして、配備体制を改めました。それによりまして、今までは第1配備から第2配備の間で、1、5配備というような形で配備をしておりましたけれども、それを改めまして配備体制を考えております。

先ほど議員からのご指摘のこともありまして、より迅速な体制をとって、今後、水害におきまして、またあらゆる災害におきまして、配備を考えていこうというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ただ自主防に任せきりにするようなことは絶対やめていただきたい。やっぱり役場が責任を持って対応して、自主防との連携を図っていくと。冠水したり、それから水が引いていく時もあるわけですよね。そしたら、それを外したりとか、通行止めを解除したり、またすぐ雨が降り冠水したら、また通行止めのということもあるわけなので、そういった連携をきちっと密に取れるような体制を、特に冠水するような箇所自主防との連携については、必ずそこは密にやっていただきたいというふうに思いますけど、もう1度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、議員ご指摘の通り、鞍手町におきましては、冠水する箇所というのがあらかじめ特定できる場所もあります。そういったところにつきましては、自主防災組織、そしてまた場合によっては消防団の方にもご協力をいただきながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

今後、先ほども言いましたけども、梅雨だけじゃありませんし、台風も早めに来ているような状況もあります。ましてやゲリラ豪雨、線状降水帯等々ありますので、そこはまめに対応を取っていただきたいということを再度申し上げておきます。

次に、災害救助法の適用に対する認識についてと積極的活用についてお尋ねをいたします。

災害救助法施行令第1条1項4号は、多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合、都道府県が人的被害のおそれがあると判断した際、被害の状況が判明しなくても災害救助法を適用することができるというふうになっております。このことについて、町の認識とこれまでの対応、今後の積極的活用についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○小長光弘平まちづくり課長

災害救助法につきまして、お答えさせていただきます。

はじめに、災害救助法の概要についてご説明いたします。災害救助法は、災害により被害を受けられた方々に対し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と生活の安定を図るための重要な制度であると認識しております。

法に基づく救助は都道府県知事が実施主体となり、避難所の設置、食料、飲料水、生活必需品の供給、住宅の応急修理などの支援を受けることができますようになります。また、救助に要する費用は都道府県と国が負担する仕組みとなっております。

本件の適用に関しての内容についてお答えさせていただきますが、この災害救助法の適用につきましては、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて決定することになっております。

福岡県におきましては、先ほど議員の方から言われました4号の適用の基準について、昨年、令和7年9月30日にその対応の方針を変更しております。

従来は県が市町村の被害状況等を確認し、その内容を踏まえて法適用を判断するという運用になっておりましたが、変更後は一定の要件を満たす市町村は原則として適用するということとされております。

具体的な要件としましては、県および市町村に災害対策本部が設置されていること、このことを前提といたしまして、床上浸水以上の被害が1軒以上あること、または避難情報の発令後に避難所に実際に避難者がいること、このいずれかの要件を満たした場合には、原則として災害救助法が適用されることとなります。

県の対応方針の変更により、今後は災害発生時における法適用の迅速化が図られますので、本町といたしましても、被害状況や避難所の開設、避難者の状況などを速やかに把握いたしまして、県との情報共有を迅速かつ的確に行うことで、速やかに災害救助法の適用が受けることができるというふうに認識しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

2023年8月31日に内閣府が事務連絡で示している中身についてはご存知でしょうか。まず分かりますか。ちょっと教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○小長光弘平まちづくり課長

申し訳ありません。内閣府の通知については承知しておりません。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

先ほど言われました県のその適用に関する基準といいますか、方針が変更されたと言われていたけれども、その1つに、浸水、床上浸水が1軒以上確認されないといけないみたいな話でしたけれども、内閣府の通達では違います。そういった事実はありません。災害が広がっている時に、そういった確認がなかなかできない状況もあるわけで、その住家被害が発生する蓋然性が高いというだけで、災害救助法の適用を検討すべきと内閣府は通達の事務連絡で言っているわけですよ。とすれば、福岡県の対応もちょっとおかしいですね。だから、床上浸水の確認、そういう被害が出るかもしれない、そういう恐れがあるということで、適用を急ぐ必要がある。

他の地域、熊本県とかも多分違うと思いますよ。内閣府の事務連絡も確認していただきながら、その辺の対応をもっと積極的に、災害救助法の適用についてはお願いしたいというふうに思いますけど、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

福岡県の対応としては先ほど課長が申したとおりでございます。しかしながら、今、議員からのご指摘がありました内閣府の通達については承知をしておりませんでしたので、その通知をもう一度精査し、今後の対応に結び付けていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

昨年8月に豪雨災害がありましたけれども、町として床上浸水等があったのか、今、分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○小長光弘平まちづくり課長

昨年度8月の大雨についてお答えいたします。床上浸水は0件でございませぬ。床下浸水に関しましては14件ということで報告が上がってきております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

西日本新聞にありますけれども、昨年の8月9日から11日の大雨の際に、適用したのが福津市のみだったということでした。

別の近隣の市ですけれども、そこでは床上浸水したけれども、その被害を受けられた方が、災害救助法を適用されてなかったために自腹で修理をしたと。他と対応が違うということで憤っているとい

うような記事も載せられております。

そういったこともないよう、そういう恐れがあることを、繰り返しになりますけども、内閣府の事務連絡も精査しながら、ぜひやっていただきたい。最後にもう一度町長の答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、内閣府の事務連絡をもう一度精査しまして、今後の対応に結び付けていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

よろしくをお願いします。次に2点目の質問です。

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反です。このことが引き金となり、ホルムズ海峡の事実上の封鎖という日本経済と国民生活にとって重大な事態が継続しています。

建設業界では仕事の依頼があっても資材がなくて仕事ができないといったことや、医療機関では手袋をはじめ、医療資材の在庫が数日分しかない、しかも大幅な物価高騰になっているなどの声も聞かれます。

このままでは、建設業者や中小業者、医療機関や介護事業所も、資材の値上がりや供給制限、受注停止などにより経営が圧迫され、コロナ禍以上の災害級の苦境に立たされており、政府や地方自治体に経営危機打開の実効ある支援策を早急に実施することが求められています。

町として、医療機関や建設業界、町民生活に欠かせない分野での影響をどういうふうに把握してあるのか、お尋ねをいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

中東情勢の緊迫化に伴う石油化学製品の基礎原料であるナフサ不足により様々な分野で影響が生じているとの報道がなされております。

医療分野では、先ほど議員がご指摘されました医療用手袋や注射器、点滴バッグなどの不足や値上げによる病院経営の影響が懸念されております。

町内の医療機関では医療用資材の在庫があるため、医療の提供自体に影響は出ていないものの、医療用手袋等の資材が手に入りにくくなる状況であるとの認識もあります。

建設分野では、断熱材や塗料、塩ビ管などの調達遅延や価格高騰により工期への影響が懸念されている状況ではあります。

本町発注済みの土木工事や水道工事、学校建設工事におきましては、現時点では工期の遅れ等が発生していないことを確認しております。

また、生活関連分野では、食品トレイやポリ袋等の日用品が値上がりすることや品薄となることが懸念されており、町民生活に少なからず影響があるものというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

町が発注する事業、今、町長も答えられましたけれども、または町民サービス、ここではごみ袋のことも入れていますけれども、いくつかの自治体ではごみ袋が足りない、ナフサ不足によりとかいうようなお話も聞きます。

それも含めて、町の財政、それから資材不足での影響もあっていると思いますけれども、できれば詳細に町の財政等についても教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

ごみ袋の供給の件につきましては、担当課長に答弁をさせます。町財政の影響の件につきましては、副町長に答弁をさせます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○石田克住住民環境課長

令和8年度に使用する鞍手町指定ごみ袋につきましては、必要枚数の製造契約を令和8年4月1日にすでに契約を締結しており、現在、計画通りに進んでおります。

物価高騰による契約変更および資材不足による製造の遅延について、契約の相手方に確認をいたしました。契約変更および製造に関する遅延はないとの回答をいただいております。

町といたしましては、令和8年度に必要なごみ袋の確保はできているというふうに考えております。

○的野信之議長 副町長。

○折尾敬敏副町長

町財政の影響につきましては、本町発注済みの工事において、今回の中東情勢の緊迫化に伴うナフサ不足の影響による契約金額の変更は現時点ではございませんので、新たな予算措置を必要とするといった状況は生じておりません。ただ、今後発注する工事につきましては、影響が出てくる可能性も考えられます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

現在、影響は出てないということですが、業者は影響出ていると思うのです。いろんな業種がありますけれど、やはりナフサ不足、高市総理は目詰まりだとかいうことを言っていますけれども、それにしても価格も高騰していますし、シンナーをネットで頼もうとしたら1万円だったのが20何万円にもなっているとかいうような記事もありますから、少なからず町内の業者等にはそういった影響はあると思いますよ。

それが町の財政には契約が終わった後ですから、影響は今のところ出てないのではないかとということもありますし、これからの町との契約の分もそうですが、各民間の業者等については逐一、影響を把握しながら、どういった支援策ができるのか、国にどういう要望ができるのかということも含めて、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますけど、町長の答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども申しましたように、今まで契約が済んでいるものにつきましては、確認をしたところ、今

までは影響は出ていないということです。しかしながら、今後、予定をされている工事につきましては、今ここではっきりはわかりませんが、影響が出る可能性も高いのかなというふうに思います。

また、民間同士の契約につきましては、町として今のところ把握はできておりませんが、報道によれば、なかなかやはり難しく、影響も出ているのではないかなというふうな報道もしております。

町としてどのような支援ができるかということではありますが、今、国の方では、先日、3兆1千億程度の補正予算が組まれております。そのうち、市町村に対しても何かしらの支援策があるというようなことも報道でもありましたので、まだこちらの方にどのような支援があるかというような情報は届いておりませんが、国からのそういった支援策に基づきまして、今後、町として対応をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ぜひ迅速に対応していただいて、しかもこの物価高騰、今回の中東情勢の不安というか、そういった影響による物価高騰で中小業者が潰れないように、経営が継続できるように迅速に対応していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○的野信之議長

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。次に、8番議員、石井大輔議員の質問を許可します。石井議員。

## 一般質問 ② 石井 大輔 議員

質問者：石井 大輔議員

答弁者：町長、都市整備課長、教育課長

○8番（石井 大輔議員）

8番通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

本日は、主要道路における交通渋滞及び歩行者安全対策についてお伺いいたします。

町内の主要道路において、交通量の多い時間帯に渋滞が発生している箇所が見受けられます。特に中山交差点では、鞍手インター方向からの車両の右折レーンが短く、右折待ちの車両が直進車線にはみ出し、後続車両の進行を妨げている状況になっています。

町として中山交差点における右折レーンの長さ、そして右折待ち車両による交通停滞の状況をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

中山交差点につきましては、令和6年3月21日の4差路開通以降、特に朝と夕方のピーク時間帯におきまして、鞍手インターチェンジ方面から北九鞍手夢大橋方面への右折車両が集中して渋滞が発生していることは町としても認識しております。

今、議員が右折レーンの長さと言われていましたけども、右折レーンにつきましては、始まりから停止線までが約50メートルあります。それからゼブラゾーンまで入れますと約80メートルございまして、右折レーン自体は短いとは考えておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

そうですね。今、課長がおっしゃいますように、右折レーンの長さという私の表現がちょっと違ったのかもしれませんが、大体右折レーンというのが、乗用車で言えば5台から6台程度、止まるのが大体一般的な右折レーンになっております。

そして、この場合は、やはりちょっと直進の車線が左側のエスケープゾーン等もないため、やはりかわせないというので、いよいよ短く感じているのかなというふうには思っております。

そして、こちらの中山交差点ですが、右折矢印信号や時差式信号にもなっていないため、対向車の交通量が多い時間帯には、右折車両がなかなか右折できずに渋滞や追突事故、そして無理な右折など交通安全上の危険性が懸念されます。そうすると、また渋滞により焦りを感じたドライバーが信号を待てずに抜け道を探し、住宅街に入り込むことも考えられます。そうすると、住宅街や通学路、こちらの安全確保の面からも心配があります。

そこでお尋ねいたします。中山交差点における右折レーンの延長、そして右折矢印信号の設置や時差式信号への変更、そしてまた信号時間の見直しなど、このようなものに道路管理者である県、そして信号機を所管する警察と協議し、改善要望を行う考えはあるのか。そして現状も踏まえお尋ねいたします。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

中山交差点の渋滞緩和に対するご要望は、これまでも議員の皆様や地域住民の方々から多数寄せられておりまして、その都度、道路管理者である直方県土整備事務所並びに交通規制を所管する直方警察署に対し、実情を報告するとともに、渋滞緩和の要望をお伝えしているところでございます。

本町としましても、当該交差点における渋滞解消に向けては、右折矢印信号の設置、もしくは時差式信号への変更が有効な手段であると認識しております。

直近では、今年の3月に直方警察署に対し、渋滞緩和措置を講じていただくよう再度お願いしております。その際、採択されるかどうかは不透明ではありますが、「県警本部へ上申してみます」との回答をいただいております。この上申につきましては6月に予定していると伺っております。

ただ一方で、直方警察署の担当者からは、1日を通じた慢性的な渋滞であれば検討の余地は大いにあるが、朝夕の時間帯のみの渋滞に対する対応は難しいとの見解も伺っております。

しかしながら、町としましても、朝夕方のピーク時間帯に限定された渋滞であったとしても、それが毎日継続的に発生している限り、地域住民の皆様にとっては慢性的な課題であり、速やかな改善が必要であると考えております。

今回の要望が仮に不採択になったとしても、県や警察に対し対策の必要性を理解していただくよう、粘り強く働きかけていく考えでございます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

今、課長の答弁でいただきました。6月ですね、今月にある程度、矢印信号なり、何かしら対策ができるかという決定が、まずはなされるということで、その結果を待ちたいと思います。

本当に、町内の皆様からたくさんこういうご要望をいただいています、議員の皆様も、課長の方に数名行かれているということで聞いておりますが、一刻も早く、この右折信号なり、そういう対策ができるようにしていただきたいと思います。

そして続いて、猪倉交差点から中山交差点までの区間について、新しいバイパスを含め一定の距離があるにもかかわらず、横断歩道が1つも設置されていません。自動車交通の利便性が向上する一方で、歩行者や自転車利用者が安全に道路を横断できる環境が十分に整っているとは言い難いのが現状です。

また、この周辺では過去に横転事故も起きており、交通量も多いことから、車両の安全対策はもちろん、歩行者や自転車利用者が安全に移動できる環境整備も重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。猪倉交差点から中山交差点までの区間において、新しいバイパスを含め、歩行者が安全に横断できる横断歩道や押しボタン式信号を設置されていない現状を町としてどのように認識しているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

町といたしましては、大池団地入口の交差点、それから旧サンダースイミング付近の交差点への横断歩道設置につきまして、バイパスの供用開始以前より、直方県土整備事務所と連携を図りながら、所管である直方警察署に対し要望を行ってまいりました。

しかしながら、現状におきましては、警察当局から設置に関する前向きな回答を得られておらず、未だ横断歩道が設置されていない状況でございます。

町といたしましては、歩行者の安全確保の観点から、横断歩道の設置の必要性は極めて高いと認識しておりますので、引き続き直方警察署に対し、その必要性をご理解いただけるよう粘り強く働きかけていきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

木月から、こちらの先ほど言った中山交差点の方に来るときに、木月から猪倉方面はずっと制限速度が40キロできておまして、今課長がおっしゃっていましたが、サンダースイミングがありましたところから、標識がないのですよね、ということは、標識がないということは時速60キロで走行が可能だというふうな認識なのですけれども、そういう認識でよろしかったでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

すいません。その認識はしておりませんので、警察の方に確認をしたいと思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

私が見る限り、標識がありませんので、60キロで走行が可能だとしたらですね、危ないと気づいてから停止するまでに約44メートル車が進むこととなりますので、やはり、小牧団地の方の住宅地から道路を渡ってお友達の家に行くってということが、事実上はできないことになっておりますので、これはちょっとおかしいのではないかなと私は思っております。

そして、やはりそのあそこ見通しがいいので、中山交差点の信号を見て加速する方とかもいらっしゃると思います。加速した場合に、仮に時速70キロになったら55メートル停止するまでに距離がかかってしまうのです。その辺も踏まえて、警察署の方になかなか理解を得られない部分も僕には分からないのですが、その辺は、もう少し強く言っていただけたらと思います。

そしてこの周辺は、住宅地や学校、そして商業施設や病院につながる道路がたくさんあります。町民の日常生活にも関わる重要な道路です。車両の円滑な通行だけでなく、高齢者や子ども、自転車利用者などを含めた歩行者の安全確保も重要な課題であると私は考えております。

そしてまた、これから小学校が1校に統合することから、お子さんを送迎する車両の増加や、統合することで友達が町内全域にでき、子供たちが通学や遊びに行く際、移動範囲が今まで以上に広くなることが十分に予想されます。そのことから、今まで以上に安全対策が必要になってくると考えております。

そのような観点も踏まえ、今、質問した部分、そしてそれ以外のその他の町内の渋滞箇所、そして危険な交差点で横断歩道が不足している区間など調査し、関係機関への改善要望を行う必要があるのではないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

毎年、教育委員会におきまして、各小学校や中学校からの通学路に関する要望調査を実施しており、その結果を踏まえ、例年3月に鞍手町通学路安全推進会議を開催しております。

この会議には、教育課をはじめ、信号機や横断歩道の交通規制を所管する直方警察署、それから県道の管理者である直方県土整備事務所、町道の管理者である都市整備課、それぞれの担当者が出席し、通学路における課題の共有と安全対策の改善に向けた協議を行っております。

また、このほかにも、各自治区から都市整備課に寄せられます改善要望等につきましても、実情を把握し、可能な限り改善に対応しているところでございます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

毎年、ご要望いただいて、3月ということですが、その中で精査して大体実行されるのにどれぐらいの期間がかかっているのでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

軽微なものにつきましては、年度内に対応しております。ただ、予算が伴うものにつきましては、次年度以降となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

今の予定では令和10年開校の小学校ができるということですが、おそらくその朝の送り、そして帰りの迎えとかで、今の学校の人数から言ったら、おそらく1日に、朝100台から150台ぐらいの車がお子さんを送ってきて、夕方になれば150台ぐらいがお迎えに来てということで、一気にやはりあの辺はかなり混雑すると思うのですけれども、そういうことを、小学校の管轄の教育課長とか教育長とかとお話はされているのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

統合小学校につきましては、当然、今言われたように児童の人数も増えますし、横に中学校もございますので、それも含めた形で、現在も警察の方に信号機の設置等を、お願いはしておりますが、まだ統合がされていないということと、現状どれだけの通行量が出るのかが分からないということで、設置するか、しないかとかいうのは回答はいただけていませんが、多くなることは当然予想されますので、教育委員会といたしましては、警察の方に信号機の設置や横断歩道の設置に向けて協議は進めていきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

ありがとうございます。最後に、ちょっと1点お聞きしたいのですが、町長はこの件は多分、毎朝辻立ちとかもされていますので把握されているとは思いますが、どのように感じられているのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

小学校の送迎につきましては、この統合小学校を建設する以前の、あり方検討委員会が立ち上がっている中で、私は剣南小学校の送迎がどのような時間帯にどれぐらいの台数があるのかというのを私なりに調査をしてみました。

そうしますと、約1割の方たちが朝、送迎をしているというような結果がありましたので、統合小学校になりますと、今、議員が言われましたように、100台から150台というようなことが言われましたが、スクールバスの配置によりましては、私自身はそこまではないのかなというような気はしておりますが、いずれにしても、かなりの送迎に関する自動車が限られた時間内で、通るのではないかなというようなことは懸念をしております。

それにつきましては、先ほど教育課長が答弁をされましたように、今後、実際に現状はどのような形になるのか、そしてまたどのような状況を改善すればいいのかにつきましては、統合後、調査をし、直方警察署なり直方県土整備事務所に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

ありがとうございます。やはり本当に鞍手町の皆様にとって大変よく利用する交差点、道路でありますので、ぜひとも早期解決を望みたいと思います。

本日は、確認を踏まえた一般質問にはなったのですが、答弁いただきありがとうございます。本当に数多くの、皆様から質問や要望をいただいている内容でありますので、この一般質問という場でさせていただきます。

特に中山交差点では、町内でも交通量の多い交差点であり、日常的に不便や危険性を感じる方も多数おられますので、今後、町としても現地確認をしっかりと常に行い、警察や県、そして関係機関などと連携しながら、交通の安全性、そして歩行者の安全確保に向けた取り組みを進めていただきたいことを要望し、私の一般質問とを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○的野信之議長 以上で石井大輔議員の質問を終了します。次に 12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。西藤議員。

### 一般質問 ③ 西藤 典子 議員

質問者：西藤 典子議員

答弁者：町長、住民環境課長、教育課長

#### ○12番（西藤 典子議員）

12番通告に従いまして、3点について一般質問を行います。

まず1点目でございますが、自衛隊への個人情報の提供についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、2023年 令和5年6月議会におきまして、新聞報道によると、自衛隊は採用活動で市町村が管理する住民基本台帳をもとに、18歳や22歳の人をリストアップして自宅に募集案内を送るなどとしていると、その個人情報提供自治体に鞍手町も含まれているという事実を知りました。

その時にいつから名簿を提供しているのかと質問いたしまして、令和3年度よりという回答をいただきました。今年で6年目になるわけですね。その時、本人や保護者はそのことを知っているのかと尋ねましたところ、この内容につきましては、ご家族等には通知いたしておりませんという回答をいただきました。

私は、個人情報本人の知らないうちに外部に提供されているということの重大性について質問いたしました。その後、2度の質問を経まして、2024年、令和6年2月22日に新たな対応方法が定められたわけでございます。

内容は、外部提供の取り組みについて広く町民に周知されるよう適切な措置を講じる。募集対象者は、募集対象者情報の外部提供を希望しない旨を町長に申し出ること、申請することができるとなり、除外申請の時期は4月1日から5月末日ということになったわけでございます。

その結果、令和6年度の除外申請者数は22歳になる男性1名と女性1名の計2名、令和7年度、2025年の除外申請者は18歳になる女性1名と22歳になる女性1名の計2名でございました。

ここから質問に移りたいと思います。1番ですね、2026年度、今年度の除外申請者数、そして名簿提出者数および名簿提出日はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○石田克住住民環境課長

今年度の自衛官等募集対象者情報の除外申請者数は、今年度18歳になる男性の方2名です。今回の依頼により情報の提供を行った者の数は、今年度18歳になられる方、男性72名、女性64名、計136名、今年度22歳になられる方が男性62名、女性46名の計108名です。

除外申請者を除いた名簿を作成し、6月3日に自衛隊福岡地方協力本部長に提出をしております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

今回の除外申請者数は18歳の男性2名のみということでした。その結果、今おっしゃったように、除外申請者以外は個人情報自衛隊に提出されているわけですが、この内容が、どこまで周知された上での提出かと、非常に疑問を感じているところでございます。

名簿提供している北海道の旭川市のある団体の調査では、除外申請について高校生にアンケート調査を行っても圧倒的に知られていない、対象者は個人情報が提供されていることも知らず、除外申請を行うかどうかの選択権も奪われていると指摘されております。

そんな中、2024年3月、奈良市の高校生に続きまして、今年3月26日には、岐阜市の高校生が自衛隊名簿提出違憲訴訟に踏み出している実態がでございます。

鞍手町の場合も、実情は旭川市とあまり変わらず、大多数の若い皆さんの個人情報が本人の知らないうちに自衛隊に提供されているというのが現状ではないかと思えます。

前回、3月定例会の一般質問で私は、個人情報の提供というご本人にとっては重大なことでありますので、除外申請の情報の周知には力を入れていただきたいとお願いしたところでございました。その結果、電子掲示板、デジタルサイネージというのだそうですが、私の目に留まりましたところでは、冒頭に今年18歳、22歳になる皆さんという呼びかけがありまして、かなり対象者の目につきやすい状況であったと思いますが、これは庁舎に来られた方だけに限られております。

しかし、広報くらはては従来通りで、除外申請という言葉の意味がわからなければ、注意を引きにくかったのではないかと感じております。

今、殺傷武器輸出が解禁され、有事の際は南西諸島が最前線となることを想定して、重点拠点の九州全域で大型弾薬庫の建設、大分県、敵基地攻撃能力を持つ長射程ミサイルの配備、熊本県、敵国からのミサイル攻撃を防ぐ司令部の地下化、熊本県、南西諸島や九州をはじめ、全国が戦場となることを想定した自衛隊の実働演習、有事を想定し、日本列島を丸ごとミサイル攻撃拠点とするアメリカ海兵隊と陸上自衛隊の共同訓練等が行われております。今や自衛隊は災害派遣等の重要な任務を担う存在ではなくなっていると思えます。

太宰府市では名簿提出であったのが、住民基本台帳の閲覧に切り替えられております。また、お隣の地元、直方市は、住民基本台帳の閲覧についても除外申請を受け付け、個人情報が保護されています。

そこで質問でございます。今まで通りの本人の同意を十分に得ないままの個人情報の提供はやめる

べきだと思いますが、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

そしてまた、今後はどういう対応をなさるのかもお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

除外申請制度につきまして、先ほど周知が不十分ではないかというようなご指摘がありました。しかしながら、先ほど一部、デジタルサイネージで目に留まったということで評価をいただいております。と同時に、鞍手町としてはホームページで常時掲載するとともに、広報紙の4月号、5月号に掲載をしており、また、先ほど言いましたデジタルサイネージとは別にポスターの掲示も行っております。本町では2名の方の申請がありました。近隣市町では除外申請の制度は設けているにも関わらず、申請が0件という市町村もありますので、ある程度周知の効果があっているのではないかというふうに考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

それですがね、数だけの問題ではなくて、内容としましては、非常に重大な意味を含んでいるものだと私は考えております。

今、私は町長に質問しておりますのは、このような実態を踏まえた上で、なかなか完全に、前回私は、やっぱり個別通知といいますかね、こういうことをやりますということを各自に直接に伝達していただきたいと、そして本人が十分納得した上での、情報の提供になるという状況を作っていただきたいと思いましたが、それはできないという答弁でございました。

そういう状況の中で、本人たちが全く知らないうちに個人情報自衛隊に提供されているという実態があるわけですが、先ほど申しましたように、現在の日本の状況は非常に厳しい状況が、若者の未来にとって厳しい状況が刻々と進んでいっているという状況がございます。

私は先ほど質問したのは、このような状況の中で、本人の同意を十分得ないままの個人情報の提供はやめるべきだと思うが、町長の見解はいかがかということでございました。答弁よろしく願います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

現在、住民基本台帳法第11条、これは国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の規定や、自衛隊法第97条及び同施行令第120条の規定に基づき、各市町村がそれぞれの判断で自衛隊への情報提供を行っているところです。

本町では鞍手町自衛隊等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を制定しており、今後もこの要項に即して情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

その件は今までも、私はもう今回で9回目のこの件に関して質問しておりますが、もうその都度ですね、全く鞍手町が提供していることも知らなかった状況から、今日に至るまで何回も、私が質問するたびにそういう答弁はいただきましたが、先ほども申しましたように、個人情報ですね、提供して

いない、住民基本台帳の閲覧は、自衛隊が勝手にされると、これは阻止することができないのですけれども、この自治体が進んで名簿を提出すると、そういうことをやってない自治体はたくさんあるわけなのですよね。だから私は事の重大さに鑑み、こういう今まで通り一人一人に事実を伝えることなく、本人が知らないうちに、実質的に名簿を提出することになっている実態を、これを許さないために、提出をやめるべきではないかということで質問しておりますが、その質問についてはいかがお考えでございましょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども答弁しましたように、自衛隊法第97条及び同施行令第120条の規定に基づいて、それぞれの自治体で判断をしておるところでもありますし、先ほども言いましたように、鞍手町としましては、自衛隊等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱も制定しております。これに基づいて判断をし、提供しているところです。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

まあ同じ答弁なのですけどね。じゃあ直方市はなぜ出していないのでしょうか。直方市は出していないことによって何か不利益を得ておられますか。全くですね、出さなくても何のお咎めも受けていない。私の知らないところで微妙な圧力がかかっているということがあるかもしれませんけれどもですね、実際は出していないのですよね。自衛隊は勝手に、住民基本台帳を閲覧するという事はなされている。しかし、直方市の場合は、住民基本台帳についても、本人が除外申請を希望すれば、一切自衛隊にも行かないように、個人情報を守られているという実態がすぐ隣にもあるわけなのです。そういうふうな努力をなさるおつもりは町長にはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

繰り返しになりますが、それぞれ各自治体で判断をしているところです。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

あとはですね、やっぱり今後、町民の皆さんにも大いにこの実態を知っていただいて、町民の皆さんの声を反映していけるように私も頑張っていきたいと思うところでございます。

では、先ほどちょっと言いかけて正式に答えていただけませんが、今後の対応は、もうおっしゃいましたね。今まで通り提出するというところでございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次に2番目、熱中症予防対策についてお尋ねいたします。今度の、広報くらでの記事によりますと、鞍手町におきましては、町の設定がなされておまして、外出時に暑さを感じた時、誰でも気軽に立ち寄れる「涼みどころ」の設置、そしてさらには、これまで経験したことのない危険な暑さの発生が予測される際に、国から熱中症特別警戒アラートが発表された折に、誰でも利用できる施設を指定暑熱避難施設クーリングシェルターとして指定するとなっております。

その内容ですけれども、町の設定では、ごく限られております。この役場の庁舎内ロビー、そして

中央公民館、くらじふれあいアリーナ、そして鞍手町の歴史民俗博物館、これが主要で、あとは民間施設としまして、鞍手郵便局や新北郵便局や新延郵便局、古月郵便局、そしてホームプラザナフコ鞍手店ということが挙げられているわけなのですが、この町の設定では、計算してみましたら、収容人数は合計160人程度でありまして、本当にこういうアラートが出た場合、足りるはずありません。また、実際にこれが起こった場合、地域で歩いて行ける場所でなければ、実際は利用できにくいと思われるわけでございます。

今後、最高気温が40度以上という酷暑日もあり得る状況となっております。

また、熱中症発症の4割は住居の敷地内、室内で発生し、室内熱中症と言われているわけでございますね。まだ起こってはいないけれども、起こる可能性がある。その時に備えて、十分、町としても準備をしていただきたいと思うわけでございます。

そのために、やっぱり身近で利用しやすい地域の集会所や公民館の活用はできないものか。そして、そういったところを活用し、必要があるときには申請を行い、申請に基づいて町の支援なども得て活用ができると、こういった具体的な取り組みが必要なのではないかと思います、そういうお考えはございませんでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○石田克住住民環境課長

現在、クーリングシェルター及び涼みどころとして、公共施設は、先ほど議員さんが言われた通り、鞍手町役場庁舎、鞍手町中央公民館、くらじふれあいアリーナ、鞍手町歴史民俗博物館の4つ、民間の施設といたしまして、鞍手郵便局、新北郵便局、新延郵便局、古月郵便局、そしてホームプラザナフコ鞍手店の5箇所が指定をされております。

開放日時につきましては、それぞれの施設の営業時間、運営時間となっております。

ご質問の熱中症対策として、地域の集会所、公民館の活用につきましては、常時開放していない施設をクーリングシェルター及び涼みどころとして利用する場合につきましては、利用者がいなくても必要がない冷房設備等の電気を使用することとなり、新たに環境に対する負荷をかけることとなることから有効ではないと考えております。今後も民間施設の協力事業者を増やす努力を続けてまいりたいと考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

実際に酷暑日というようなことが訪れる可能性は非常に高まっているわけなのです。その時に、町民の皆さんの中から、まあ犠牲者の方が出ないように、やっぱり町としてはより現実的な、そしてより確実な対応策を一応計画だけでもしていただくべきではないかと私は考えております。

ぜひ予算のことがありましようけれども、予算は、募金が集まっているということもありますね、そういったことの内容にも検討しながら、目を向けながら、やっぱり着々とそういう非常な状況が訪れた時のために、町としては準備を進めていただきたいと思う次第でございます。

次に2番目ですが、中央公民館ロビーへの冷水器の設置についてでございます。

昨年も質問しましたが、庁舎には避難所になっておりますところの、庁舎には常温の給水器があり、くらじふれあいアリーナには冷水器が設置されているということでございますが、中央公民館ロビーには、以前は設置されていた冷水器がなくなっているわけでございます。

町の設定では飲料水は各自でご準備くださいとなっておりますけれども、先日、平日の午後5時前でしたが、行ってみますと、多くの児童生徒さんたちが勉強したり、あるいは屋外の遊具で、いろいろ運動したり遊んだりする、そのような形で公民館を利用されておりました。

やっぱりふるさと納税、先ほどちょっと言葉が出ませんでした、ふるさと納税の寄付金などもあるわけでございますので、ぜひこの冷水器を設置していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一課長

中央公民館のロビーへの冷水器の設置ということで、先ほど言われた中で、庁舎の方は常温のがあるというふうに言われてあったのですが、実際にはない、設置はされていないと思います。

アリーナの方には冷水器の方がございます。中央公民館には、今現在は飲料の自動販売機が3台設置しております。冷水器の設置については、公民館利用者の方々より設置等の要望や問い合わせ等、今の段階ではいただいておりませんので、設置について、現在は考えておりません。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

あの実はね、先ほどの庁舎の常温の冷水器というのは、これはあの、前回、いつになりますかね、議会だより151号なのですけれども、去年の6月なのですけれども、町長の答弁で、町長が役場庁舎には常温の給水器、くらじふれあいアリーナには冷水器が設置されていますと答弁いただいたので、私はそれが本当だと思って、先ほども今も出したわけなのですけれどもね。

それから今、教育課長がおっしゃいました自動販売機の件ですが、前回でも申し上げました、あの糖質が非常に体には、悪い影響を与えているという研究結果もあるわけです。いろんなところで聞きましても、やっぱり水道水、今、水道水が一番信頼できるものであるというようなことも病院でも聞きましたが、そういう安心な水道水をいつでも誰でも自由に飲めるという、この冷水器の設置ということは、非常に省エネとかね、予算を使わないとか、お金を使わないとか、健康にいいとか、そういった面からも非常にかんたいいことではないかと思っておりますので、もう一回、検討していただきまして、設置していただけたらと思う次第でございます。

それではもういいですかね。3番目の町営葬斎場への入浴施設の設置について質問を移らさせていただきます。

現在ですね、町営葬斎場の使用頻度の現状はどうなっておりますでしょうか。第1斎場、第2斎場につきまして、お聞きしたいと思います、よろしく願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○石田克住住民環境課長

令和7年度に入浴が必要となるお通夜を利用した件数が37件でございます。前年度より11件減少しているのが現状でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤 典子議員)

前年度より減少しているということでしたが、また近年、葬儀の形がだんだん変わってきておまして、小規模の家族葬の傾向が強まっておりますよね。今までもちょっと耳にしたことがあるのですが、鞍手町のその葬斎場については、入浴施設がないために、他の施設を利用したという場合があるというようなことも聞いております。私は第1斎場と第2斎場を別々に、最近の使用頻度の現状を伺いたいと思ったのですが、第1斎場が小さいのですよね。第1斎場の利用頻度はどういう傾向になっておりましたでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○石田克住住民環境課長

第1斎場につきましては、令和6年度の利用実績が29件でございます。そして、令和7年度につきましては24件でございますので、5件減少しております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤 典子議員)

鞍手町には銭湯もありませんので、やっぱりこういう葬儀とか通夜とかいう場合には、斎場に入浴施設があるということが、まあほぼ必須条件になっている場合もあると思うわけでございます。やっぱり、先ほどからだんだん減少しているということ。

実は、葬斎場に行って、係の方にちょっとお会いしたのですけれども、非常に老朽化していて、やっぱり利用者が少なくなっても仕方がない面もあるというようなこともおっしゃっていただけけれども、町営葬斎場の利用を高めるためにも、なんとか入浴施設、まあ最低、シャワーだけでも設置できないものかと考えておりますが、可能性はいかがでございましょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど議員も言われましたように、葬儀形式が多様化しております。それで、今は伝統的な一般葬ではなく、家族葬、直葬、一日葬というように、非常に多様化した中での葬儀となっております。

そしてまた、先ほどご指摘がありましたように、町葬斎場は、平成3年8月に供用を開始し、平成12年4月に第2斎場を増築し、現在運営を行っております。その老朽化した施設でもありますので、修繕費用等の運営コストは年々増加傾向にあります。

そしてまた、財政が厳しい状況下の中で、これらの費用をいかに効率的に管理するかが課題となっており、現在では新たに入浴施設を設置する考えはございません。

また、先ほど議員が言われましたように、例えば、葬斎場に入浴施設を設置した場合、民間の業者の斎場が鞍手町にはありますけれども、その民間の業者が今家族葬とかでかなり利用されているというような傾向もあるように見受けられます。そういった業者の民業を圧迫するということにもつな

がりかねないかなというふうな考えもあります。

そういったことで、現在、老朽化した施設でもありますので、入浴施設を設置する考えはございません。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

まああの、民業圧迫ということもおっしゃいましたけど、やっぱり町の施設というのは最後まで私たちは町の財産でございますので、有効活用したいと願うところでございます。なんとかですね、ふるさと納税、先ほど申しましたけども、ああいったお金もあることでございますので、町民の少しでも利益につながるような対策を講じていただきますことを心からお願いいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時15分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時23分 ——

○的野信之議長

会議を再開します。2番議員、田中二三輝議員の質問を許可します。田中議員。

一般質問 ④ 田中 二三輝議員

質問者：田中 二三輝議員

答弁者：町長

○2番（田中 二三輝議員）

2番。本日は私が初当選以来、当時の岡崎町長の発言を聞かせていただきながら、その内容は多くの参考資料に基づき、適切な言葉を選び質問されていた姿、これを思い浮かべながら、その2期8年、岡崎町長への最後の一般質問が通告書の提出時のルールにより私になったこと、非常に感慨深い思いしております。

それでは、本日の一般質問の趣旨について説明をいたします。

多くの有権者である町民の方から問われるのが、庁舎建設や小学校の統合が当初の計画より後ろ倒しとなったことで、経費が膨らんだのではないかと。

その増額した経費は当然、今後、支払っていきえるのか、その返済のために町民は何らかの形で我慢しなくてはならないのか等の声を聞きます。

これらの町民の心配を払拭するためにも、今回一般質問に臨みたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

4月の出馬表明の記事で、詳細なその会見の中身は分かりませんが、報道では2期8年で新庁舎建設や小学校統合を進めてきたというふうに町長の記事が載っておりました。

この庁舎の新築移転計画は、旧庁舎の一部が60年以上経過し、安全面で危惧されることから、岡崎町長が就任になる前から計画が進行しておりました。

その後、工事が進み、開庁を迎えました。この新庁舎建設に伴う周辺整備を含む庁舎等建設事業における町長が感じておられるご自身の実績、記事にも載っておりましたように、町長の実績とはどのようなものか、まずご紹介いただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

私が町長をさせていただいている時に、職員の知恵と工夫と努力、そして議員皆様のご理解とご協力によりまして、新庁舎とその関連施設、こども広場、中央公民館の大規模改修、石炭資料展示室、くらて橋、町道裏田西牟田線や周辺の道路などの整備ができたのではないかとこのように考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

岡崎町長はよく身の丈に合ったという言葉が使われておりますが、この言葉は非常に意味が広く、町長の真意が伝わりにくいというふうにも感じております。

一般的に言われているのは、政治家や首長等が使用する場合は、これは一般的に言われていることですよ、我慢しろや、諦めろというふうには受け止められやすい言葉だというふうにも言われております。

そこで、まず、この町長がよく身の丈に合ったという言葉が使われておられましたけれども、その言葉の持つ、町長がこの言葉を使っておられる真意、まずこれを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

身の丈に合ったというよりも、今回、この庁舎につきましては、町民の皆さんだけでなく、多くの方たちが利用していただいております。利用頻度の高い庁舎になっているということでご理解いただきたいと思っております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

そういった真意だというふうには受け止めさせていただきますが、ちょっと言葉を選んだ言葉がちょっと違ったのかなど。もっと違う表現をされた方が、その真意が町民や議会議員にしっかりと伝わったのではないかなというふうにも感じておりますが、町長はそういうお考えでこの言葉を選んでおられたのだなというふうには改めて今初めて理解できました。

そこで、鞍手町の財政が今厳しい状況が続いているというふうには私も受け止めております。この受け止めは町長も同じではないかというふうには思いますが、新庁舎建設を含めたこの周辺開発事業、この事業費を含めたものが、本当は、ここで身の丈にあったものになったのかというふうにお聞きしたかったのですが、先ほど町長がおっしゃったように、身の丈に合ったという言葉の意味が、多少ニュアンスが違いますけれども、本町のこの厳しい財政の中でこのような事業費がかさんだこと、これを

町長、今、素直に率直にどのように感じておられますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

庁舎建設等につきましては、紆余曲折がありました。前町長が事件によって辞職するというようなことから、平成30年9月に私が住民の皆様のご支持をいただきまして、町長に就任させていただくこととなりました。

その間、先ほど議員が言われておりますように、以前、鞍手町の庁舎等建設基本計画がございましたが、この計画自体がなかなか先に進まない状況もありましたし、私の考えもこの計画とは若干違うところもありました。

そういったことで、一度は私もこの計画を見直すこととしましたが、議員皆様のご理解がいただけず、改めてまた改定をするというような状況になり、議員皆様からいただきましたこの「新庁舎整備に関する提言書」に基づきまして、現在、この庁舎、またその周辺の整備ができたというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中 二三輝議員）

そうですね、いろいろ思い出されます。最も印象的なのは、入札が不落になって、10億程度の増額補正をしなくてはいけなくなった。その時、非常に各議員重く受け止め、そしてその増額を認めるべきなのかどうかというのを議員同士で話し合ったといった経緯もあります。

事業を途中で止める、その影響の大きさ等を考え、議会は増額補正を認めたということになって、そういった経緯で増額補正を認めたといった過去もございます。

しかしながら、進行していた計画、これをやはりいろんな状況で進捗がなかなか進まなかった。そしてさらには町長のお考えのもと、思慮深く検討されて計画が後ろ倒しになってきたといったこと、それから国際情勢、コロナ、こういったものを踏まえながら振り返ってみますと、相当物価の高騰、ちょうどこの時期にあったかと。

あのまま計画を進めていたらどうなっていたか、計画が後ろ倒しにならなかったら、ここまで増額しなかったのかっていうのは誰にもわかりませんし、今、その就任当初のことをとやかく言っても、時間軸が戻るわけではありません。

したがって、今後はこの町が返済すべき返済義務のある金額、財源を確保していく努力をしていく必要があるというふうに考えております。

また、統合小学校におきましても、先ほど紹介いたしました町長の所信表明、この中で現在計画が進行しております。

当初、教育委員会は令和9年4月の開校を予定していたというふうに記憶をしております。

現在、計画は令和10年4月開校として推移をしております。開校予定の遅延要因、これを町長はどのようにお考えになっているのか、その辺の経緯等ありましたらご紹介をいただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

まず庁舎についてではありますが、先ほども言いましたように、私が平成30年9月に就任をさせていただき、そしてこの病院、そして庁舎等に取り組んでまいりました。

その中で先ほどもご紹介しましたが、議員皆様の新庁舎整備に関する提言をいただきまして、一度は私が見直したのですが、それは議員の皆様にはご理解いただけず、改めて見直すこととなりました。

その後につきましては、やはり庁舎という、50年に一度あるかないかの大事業でもありますので、議員皆様の方にも、特別委員会への設置を当時の星議長の方をお願いをしたところ、「新庁舎建設特別委員会」の設置をいただきました。その後につきましては、議会の皆様と共にこの庁舎を建設する協議を度々行いながら、建設に向けて進んできたというふうに考えております。

その中で、ウクライナ、ロシアの戦争で異常なほどの資材高騰ということで、本当にどこの自治体も苦慮しながら、建設を進めていたように思います。

今日、先ほど、ある新聞を見ますと、この3年間の中で、これは2万人以上の自治体ではありますが、自治体の9割が入札不調の経験があるということで報道をされております。

実際に鞍手町もその期間、不落を経験いたしました。そのような社会情勢の中での不落で、それをその改めて増額した中で、議員の皆様にお認めいただき、そして予算を確保することができ、今の庁舎ができたというふうに考えております。

議員の皆様のご決断に感謝をしているところでございます。

そしてまた、小学校につきましては、それぞれ財政を預かる者として、多額の費用を要することが想定される統合小学校の建設につきましては、財政負担をなるべく少なくする必要があると考えておりました。

そこで、剣南小学校に統合する、建設するとなれば、私の中で2つの大きな問題点があるというふうに以前から考えておりましたし、教育委員会の中でも発言をしております。

その1つは、保有面積の控除という規定があります。これは基本的には、既存の小学校校舎があるにも関わらず、同じ校庭に新たに校舎を建設する場合は、旧校舎を解体するとしても、新設する校舎面積から既存の校舎面積を除いた残りの面積にしか国の負担金の対象にならないという規定があります。

それで、剣南小学校に新たに小学校を建設する場合、基本的にはこの規定に抵触することになりますので、これで保有面積がうんと減るようになります。これ後で、計算してみましたら、約9億円、国からの負担金が減るということになっておりました。

もう1つは、教育委員会の方たちは、既存校舎で今まで通り授業をしながら新校舎の建設ができるとの考えでありました。しかし、私としては、建設中の児童の安全確保を考えれば、仮設校舎が必要になる可能性が高く、多額の財政負担が生じるというふうに懸念をしておりました。

そして、実際に校舎を造るとなりますと、やはり既存の校舎を活用しながらの建設は難しいということで、現在仮校舎を建設し、今、剣南小学校の児童さん、子供さんたちは仮校舎で授業を行っております。この費用につきましても5億6千万の費用がかかっております。

こういったことを、私としては懸念をしておりました。財政を預かる者として、こういう多額の費用がかかることが懸念されていることに対して、どうしたものかなというようなことでかなり悩みました。そして、その悩む時間が必要だったということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

いろいろ思慮された結果、当初の計画から1年遅れた。そして今おっしゃるように財政を預かる身ということで、そのいろいろと決断が遅れた。そして、教育委員会といろんな話し合いをされたのかなというふうにも思いますけども、まず基本的なところでありますが、合意に着手というか、計画の着手に時間がかかったといった内容、今そういった理由の説明だったというふうに思いますけども、まず行政サイド、これは当然その建設事業費や限られた予算の範囲内で学校建設に対し、より良い学校環境を構築し、より良い教育行政を進めていく。このことに関して、教育委員会との合意形成、もしくは意見交換、協議等は必要かもしれない。

しかし、建設予定地についての決定というのは、これは教育委員会サイドが持っているというふうに私は考えているし、このことについては、当時、議会の方で一般質問等を行いながら意見交換をさせていただいたことを覚えております。

いずれにしろ、この動き出した統合小学校の建設、これに向けての計画というのは、もう工事等が着々と進んでいるなというふうには受け止めておりますし、先日、地鎮祭等も行われていたというふうに記憶をしておりますが、今後の計画の推移、これに向けての令和10年4月開校、この予定というのは死守できるというふうに把握しておいてよろしいか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの質問の中で補足をさせていただきますが、私が苦慮し考えた期間は2ヶ月でございます。しかしながら、教育委員、教職員の方たちの配置、その他の関係で1年を要したということになります。

そしてまた、今いただきました質問に対しましては、役場職員、そしてまた建設事業者、設計事業者、そしてまたコンストラクションマネジメント株式会社の方たちが、一丸となって令和10年4月開校に向けて、この資材高騰があるという非常に困難な状況の中でも、切磋琢磨して、この開校日時については、死守しようということで努力をさせていただいているというふうにお聞きをしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

まあ、現段階において、令和10年4月の開校予定というのが死守されるというふうに理解をしておきます。

最後の質問といたしまして、新庁舎等建設事業、これは総事業費が当初は53、2億、これから62、9億に増額。

統合小学校の建設事業につきましては、現在事業が進行中ではございますが、当初67、9億から現在、増額補正等を認めた関係で87、4億という形で推移をしております。

先ほども言いましたけども、議会といたしましては、事業の進行、これを止めるということに対してかなり影響があるという判断の下、これらの増額補正を認めてまいりました。

増額したこの事業費の要因、先ほど私も質問の中で国際情勢の変異等々も言いましたけども、町長ご自身はどのようにこの増額を受け止めておられるのか、もう一度改めてお話を、お答えをいただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

増額要因につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたように、庁舎につきましては、議員の皆様とともに、住民の方たちにとって利用頻度の高い庁舎をつくるということで協議をしてまいりました。しかしながら、ウクライナ、ロシアの紛争、侵略紛争と言いますか、これによりまして、想定外の資材高騰等がありまして、不落を経験いたしました。

先ほども報道等の紹介をしましたように、当時、全国の自治体で、そういうような状況に陥っていたということでもあります。

そういったことから、この庁舎等の建設につきましても、増額についてはやむを得ない状況であったというふうに考えております。

小学校建設等につきましても、同じような状況の中で資材の高騰、人員不足等がありまして、これもまた資材の高騰は想定外でもありました。やむを得ないものであるというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

いずれにしろ、町は今後の返済財源の確保、これを死守しなきゃいけない。そして新庁舎等建設事業につきましては、事業の完結というふうに受け止めていますが、まず新庁舎等建設事業に関して完結しているというふうに私は認識をしていますが、町長、この認識でよろしいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

庁舎等の事業につきましては、完結をしているというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

町長も私と同様、新庁舎等建設事業ということに関しては、完結しているというふうにお答えをいただきましたが、町のホームページ等の古い記事でありますけども、新庁舎等建設通信といったものが、インターネットに掲載されているというふうにありますけども、この中に「vol.3」に全体事業費と財源といった見出しで、全体事業費の内訳といったものがうたわれております。この中にその他の項目で11億8千万円程度の予算が明示されております。この内訳を見ると、旧庁舎の解体という文字が含まれています。旧庁舎は皆さんご存じのように依然としてあの地に立っております。この庁舎の開庁以来、町長からは解体についてのご発言は一切ございませんので、解体工事についてどのようになっているのかということにつきましては、今後確認をしていきたいというふうに考えておりますので、もしよろしければ、この新庁舎建設通信「vol.3」といった記事をご確認いただいて、旧庁舎の解体をどのように考えているのかということにつきましては、後日何らかの形で答えを問われるべきじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしろ、町長ご自身が新庁舎等建設事業につきましては完結しているというふうに先ほど述べられました。

返済財源の総額、そして年間の返済額、今、この63億近い事業費、これが全部払わなきゃいけないのかというふうにお考えの町民の方も当然おられます。そういった方々にしっかりと今後のこの

庁舎の関係、庁舎だけではありません、周辺の博物館等々の整備等を含めた新庁舎等建設事業費のうちどのくらいの額を町は返済しなきゃいけないのか、返済義務があるのか、その総額、それと年間にどの程度の金額を返済しなくてはいけないのか、そしてその額の返済のめどといったものが最も関心があることだというふうに受け止めておりますし、それに似た質問というか問い合わせというか、そういったものをよく受けております。

また、最近の国際情勢を鑑みますと、町長が先ほどおっしゃっていたように、統合小学校の建設費、これについて、僕はまだ上がるのではないかなという懸念すら持っています。その時にこの事業を進行させるのか止めるのか、そういった非常に重たい判断をしなきゃいけない時が来るのではないかなというふうにも考えますし、現在話が進んでいるじん芥処理施設、次期ごみ処理施設整備事業、この事業名が正しいかどうか分かりませんが、これに関わる構成団体、当然鞍手町はその構成団体である以上、負担金も生じる。そういった状況下の中であって、町の財源を確保することは非常に重要性を持つというふうに考えております。

9月以降において、その席におられる方が行政運営ならびに財政運営に関し、その席におられる方としっかりと意見を交わして議論をしていきたいというふうに思っております。その席に座っておられる方が、他者に自分の思いを押し付け、憶測で真実ではないことを風潮し、他人を陥れる卑劣な方ではなく、人の意見を傾聴し、受け入れるべきは受け入れ、決断すべきは決断できる方であり、ご自身の言動に責任を持てる方であることを期待しております。

そして最後に、来る8月25日に告示を迎える鞍手町長選挙に立候補を決意されている方々の勇氣に敬意を表し、各陣営の健闘を祈り、一般質問を終わります。

○的野信之議長

以上で田中二三輝議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。明日9日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 14時53分 ——
~~~~~○~~~~~